

## スポーツ庁政策課学校体育室技術審査委員会審査要領

スポーツ庁政策課学校体育室が実施する事業における事業者の審査、評価及び選定を行うためスポーツ庁政策課学校体育室技術審査委員会（以下、「技術審査委員会」という。）を置く。事業の選定は技術審査委員会によって決定するものとし、スポーツ庁政策課学校体育室技術審査専門員（以下、「専門員」という。）は下記について遵守しなければならない。

### 記

#### （秘密の保持）

第1 専門員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし公表されている内容はその限りではない。

#### （利害関係者の審査）

第2 専門員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかにスポーツ庁政策課学校体育室に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で専門員自身が参画する内容の記載があった場合
  - ② 専門員が所属している法人等から申請があった場合
  - ③ 専門員自身が、過去5年以内に競争参加者から直接寄附を受けている場合
  - ④ 専門員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を専門員自身が直接受けている場合
  - ⑤ 専門員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を専門員自身が直接受け取っている場合
  - ⑥ 専門員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合
  - ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の1号から6号に該当する場合、当該専門員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、スポーツ庁は技術審査委員会に当該専門員の審査の可否について決定を求めなければならない。ただし、当該専門員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- 3 技術審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに専門員の中から委員長を選任し、当該専門員の審査の可否について決定しなければならない。また、技術審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 専門員は、前項により技術審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

#### （不公正な働きかけ）

第3 専門員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかにスポーツ庁政策課学校体育室に報告しなければならない。

2 スポーツ庁政策課学校体育室は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。

# 令和3年度地域運動部活動推進事業における審査基準

## I. 審査方法

スポーツ庁に設置された技術審査委員会において、企画提案書に基づき、審査を実施する。なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

## II. 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとし、技術審査委員会の各委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す評価基準による5段階評価等を行い、各委員が評価した採点結果の合計を平均したものを当該企画提案の評価点とする。

## III. 採択案件の決定方法

評価点が30点を超える者の中から、原則として最も評価点が高い者から順番に採択するものとする。なお、採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

## IV. 評価項目

### 1 事業実施主体に関する評価

- ① 事業の目的を達成するために必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 事業を円滑に実施するために各関係者との連携が期待できること。

### 2 事業内容に関する評価

- ① 事業達成の内容等が委託者の意図と合致していること。
- ② 事業の目標が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ③ 取り組むべき課題が明確であり、事業内容が課題に対して具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ④ 事業の実施方法が具体的かつ実現可能なものであること。
- ⑤ 事業の成果の普及方法等が明確であること。
- ⑥ 事業に対する検証、評価指標等が明確であること。
- ⑦ 妥当な経費が示されていること。
- ⑧ 事業の主要な業務を競争参加者が実施する計画となっていて、再委託先等に任せ過ぎていないこと。

### 3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

## V. 評価基準

- 1 「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている = 5点

優れている = 4点

普通 = 3点

やや劣っている = 2点

劣っている = 1点

- 2 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定)等
  - ・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと) = 1点
  - ・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと) = 1.5点
  - ・認定段階3 = 2点
  - ・プラチナえるぼし認定 = 2.6点
  - ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ) = 0.5点
- 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)
  - ・旧くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定) = 1点
  - ・新くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定) = 1.2点
  - ・プラチナくるみん認定 = 1.5点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
  - ・ユースエール認定 = 1点
- 上記に該当する認定等を有しない = 0点

| 評価項目 | 点数  | 評価基準   |       |    |         |       |
|------|-----|--|-------|----|---------|-------|
|      |     | 大変優れている  | 優れている | 普通 | やや劣っている | 劣っている |
| 1-①  | 5   | 5  | 4     | 3  | 2       | 1     |
| 1-②  | 5   | 5  | 4     | 3  | 2       | 1     |
| 2-①  | 5   | 5  | 4     | 3  | 2       | 1     |
| 2-②  | 5   | 5  | 4     | 3  | 2       | 1     |
| 2-③  | 5   | 5  | 4     | 3  | 2       | 1     |
| 2-④  | 5   | 5  | 4     | 3  | 2       | 1     |
| 2-⑤  | 5   | 5  | 4     | 3  | 2       | 1     |
| 2-⑥  | 5   | 5  | 4     | 3  | 2       | 1     |
| 2-⑦  | 5   | 5  | 4     | 3  | 2       | 1     |
| 2-⑧  | 5   | 5  | 4     | 3  | 2       | 1     |
| 3-①  | 2.6 | <p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定) <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)=1点</li> <li>・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)=1.5点</li> <li>・認定段階3=2点</li> <li>・プラチナえるぼし認定=2.6点</li> </ul> </li> <li>・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))=0.5点</li> <li>○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定)=1点</li> <li>・新くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定)=1.2点</li> <li>・プラチナくるみん認定=1.5点</li> </ul> </li> <li>○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースエール認定=1点</li> </ul> </li> <li>○上記に該当する認定等を有しない=0点</li> </ul> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。</p> |       |    |         |       |

## 令和3年度地域運動部活動推進事業 謝金単価について

委託事業の経費の積算にあたっては、文部科学省で定める諸謝金基準単価（以下「基準単価」という。）を基準として使用すること。

※ 基準単価は、積算にあたっての上限の目安を示すものであり、委託事業者が規定等に定める単価など、別に根拠となりうる単価がある場合においては、それらを用いて積算することも可能であるが、客観的な説明が可能な合理的な単価を設定するよう留意すること。

諸謝金基準単価表

| 区分                | 単位 | 金額（円）   | 備考                 |
|-------------------|----|---------|--------------------|
| 会議出席謝金            | 日  | 14,000円 | 実働2時間以上            |
| 会議出席謝金            | 時間 | 7,000円  | 実働2時間未満            |
| 講演謝金              | 時間 | 11,300円 |                    |
| 講義謝金              | 時間 | 7,900円  |                    |
| 地域スポーツ指導者<br>指導謝金 | 時間 | 1,600円  | 部活動指導員の積算<br>単価に同じ |
| 事務局運営等労務謝金        | 時間 | 1,000円  |                    |